

食品名	基準値案 ※) (ppm)
りんご	0.2
日本なし	0.2
西洋なし	0.2
マルメロ	0.2
びわ	0.2
もも	0.2
ネクタリン	0.2
あんず	0.2
すもも	0.2
おうとう	0.2
いちご	7
ラズベリー	0.2
ブラックベリー	0.2
ブルーベリー	2
その他のベリー類果実 (注9)	0.2
ぶどう	1
アボカド	0.2
パッションフルーツ	0.2
ひまわりの種子	0.05
綿実	0.05
アーモンド	0.4
くるみ	0.4
カカオ豆	0.2
ホップ	10
その他のスパイス (注10)	5
その他のハーブ (注11)	2
牛の筋肉	0.02
豚の筋肉	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉 (注12)	0.02
牛の脂肪	0.02
豚の脂肪	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02
牛の肝臓	0.1
豚の肝臓	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1
牛の腎臓	0.3
豚の腎臓	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.3
牛の食用部分	0.02
豚の食用部分	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分 (注13)	0.02
鶏の筋肉	0.01
その他家きんの筋肉 (注14)	0.01
鶏の脂肪	0.01
その他家きんの脂肪	0.01
鶏の肝臓	0.06
その他家きんの肝臓	0.06
鶏の腎臓	0.2
その他家きんの腎臓	0.2
鶏の食用部分	0.01
その他家きんの食用部分	0.01
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01
乾燥させたその他のスパイス	5

(注12) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

(注13) 「牛、豚、鶏等の食用部分」とは、牛、豚、鶏等の食用部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓を除いた部分をいう。

(注14) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

※) 今回基準を設定するメタラキシル及びメフェノキサムとは、農産物においてはメタラキシル及びメフェノキサムをいい、畜産物においてはメタラキシル及びメフェノキサム並びに2-[2,6-ジメチルフェニル)-(2-ヒドロキシアセチル)アミノ]プロピオン酸をメタラキシル及びメフェノキサムの含量に換算したものの和をいうこと。